



## これからの市営公園のあり方について に関する調査報告書

令和3年3月

小浜市議会 産業教育常任委員会



## 目次

1. はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P	1
2. 調査の進め方	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P	1
3. 取組経過	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P	2
4. 市営公園を取り巻く本市の現状	・・・・・・・・・・・・・・・・P	3～9
(1) 人口推移等		
(2) 公園の概要		
(3) 都市公園法の改正		
5. 調査内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P	9～13
(1) 現地調査		
(2) 聞き取り調査		
(3) 各調査のとりまとめ および 意見集約		
・ 目指すべき公園の姿に向けた課題解決方法		
・ 他市事例と本市における市民協働の取組み案一例		
6. 提案	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P	14～15
7. おわりに	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P	16

## 1. はじめに

現在、全国各地に多種多様な公園が存在しており、そのうち、特に都市公園については、昭和 31 年に都市公園法ができて以来、現在まで全国各地で多くの整備がなされてきた。本市においても、区画整理事業等に伴い、市民が休息・鑑賞・散歩・遊戯・運動等のレクリエーションおよび災害時の避難等の用に供する施設として都市公園の整備を進め、主に子どもたちにとって身近な公共施設の一つとして、必要な維持管理を行ってきた。

しかしながら、現代は、本格的な人口減少、少子・高齢化時代に突入しており、公園整備を推し進めてきた当時の背景および目的と社会情勢の変化による現状のあり方とにズレが生じており、それらの要因が利用者数の減少につながるなど公園の十分な利活用がなされていないように見受けられる。

このような中、国においては、平成 29 年に都市公園法を改正し、民間活力の活用など、より柔軟な公園体制づくりを推進する新たなステージへ移行しており、全国各地において、各公園の多機能性を高める、これまでになかった取組みが誕生している。

さらには、今般の未曾有の新型コロナウイルス感染症の発生により、3密防止対策として、あらゆる活動に対する「屋内から屋外へ」の意識の変化も相まって、公園そのものの役割・価値を見つめ直し、今後の厳しい財政状況における行政の維持管理方法およびストック効果※を高める取組み等について、改めて検証する必要があるのではないかと考える。

当委員会では、これらの状況を踏まえ、今後の公園管理運営等について、市民のニーズに適合し、公園が市民の豊かな生活に寄与する役割を十分に発揮するために、今後どうあるべきかについて調査を実施してきたところである。

これらの取組みの結果を踏まえ、各委員の意見を集約した当資料を、産業教育常任委員会として、市民にとって身近で今後のより良い公園管理運営につなげるための報告書とする。

※ストック効果・・・P9【都市公園のストック効果】参照

## 2. 調査の進め方

当調査においては、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大を受け、その対策として、調査における3密回避、県をまたぐ移動の自粛を行ったことから、本来予定していた先進地視察等の調査が一部実施できなかつたところではあるが、それらの状況において、できる限り調査の充実に努めてきたところである。

なお、調査の進め方として、平成 29 年の都市公園法改正内容を踏まえた後、具体的な調査においては、公園の施設等および維持管理についての「管理面」と「利活用面」の2つを大きなポイントに設定し、それらポイントに関して公園を所管する各担当課へのヒアリング、全委員による公園での「現地調査」、公園が設置されている地域関係者への「聞き取り調査」により現状を把握した上で、委員会として、今後目指すべき公園の姿は『**地域に親しまれ、活かされる持続可能なみんなの公園**』であると位置づけた。その後、目指すべき公園の姿を視点に置き、具体的な施策をバックキャストの手法により意見集約等を行ったところである。

### 3. 取組経過

年月日	調査・取組内容
～令和2年 6月4日	【第1回】 調査テーマの協議
6月23日	【第2回】 //
6月26日	【第3回】 //
8月31日	【第4回】 調査テーマの決定（議長への通知）
10月6日	閉会中の委員会調査議決
10月19日	【第5回】 調査の進め方の協議
10月30日	【第6回】 担当課ヒアリング【都市整備課・商工観光課・上下水道課・文化課】 ・公園の概要、関係法令、指定管理状況等の確認 関係者への聞き取り調査項目の協議
11月16日 ～18日	【第7回】 公園「現地調査」（26ヶ所）
11月18日 ～12月21日	関係者への「聞き取り調査」（3班体制） 【各公民館長、各区長、公園利用者（いずれも公園設置地区）】
～令和3年 1月14日	現地調査、聞き取り調査結果とりまとめ
1月15日	【第8回】 自由討議 ・「現地調査」、「聞き取り調査」結果の確認 ・問題点の抽出（意見集約） ・今後の議論の方向性
2月8日	【第9回】 自由討議 ・目指すべき公園の姿の設定 ・目指すべき公園の姿に向けた課題解決方法（意見集約） ・先進地事例の共有（福井市・鯖江市）
2月19日	【第10回】 自由討議 ・問題点、課題解決方法、新たな取組み提案の精査
3月12日	【第11回】 調査報告書とりまとめ

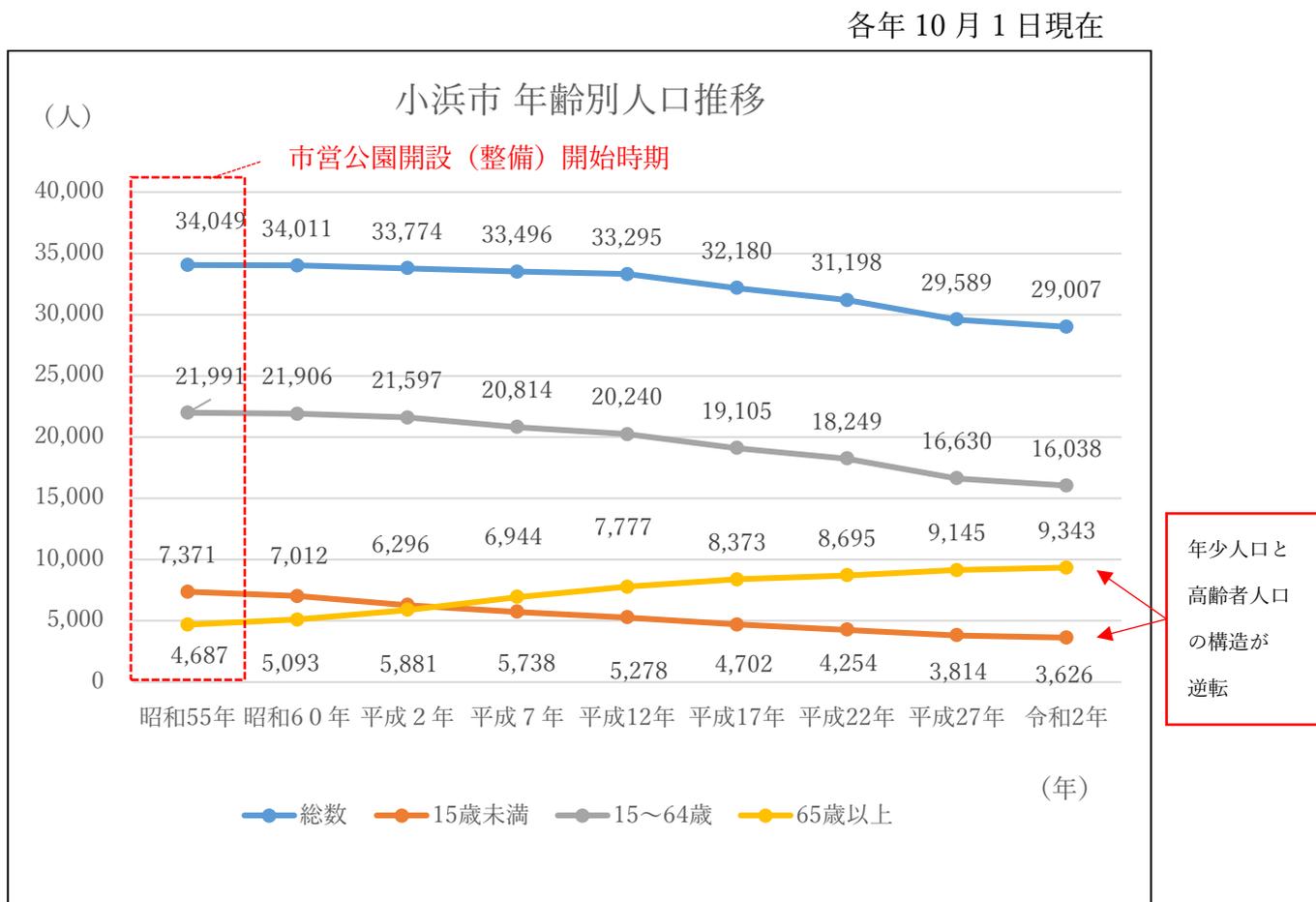
## 4. 市営公園を取り巻く本市の現状

### (1) 人口推移等

小浜市統計書等によると、本市の市営公園が現状の形で開設（整備）され始めた当時（昭和55年）の本市の人口は約34,000人で、うち、特に公園の利用頻度の高い年少人口（15歳未満）は7,371人、65歳以上の高齢者は4,687人であった。以降、市全人口は減少傾向となっており、約40年間で約2割に及ぶ5,000人程度減少している。また、年少人口に注目すると、令和2年では3,626人と昭和55年と比較し約半数となっている一方で、65歳以上は令和2年で9,343人と倍増しており、両者の人口推移はこの約40年間において逆転している。

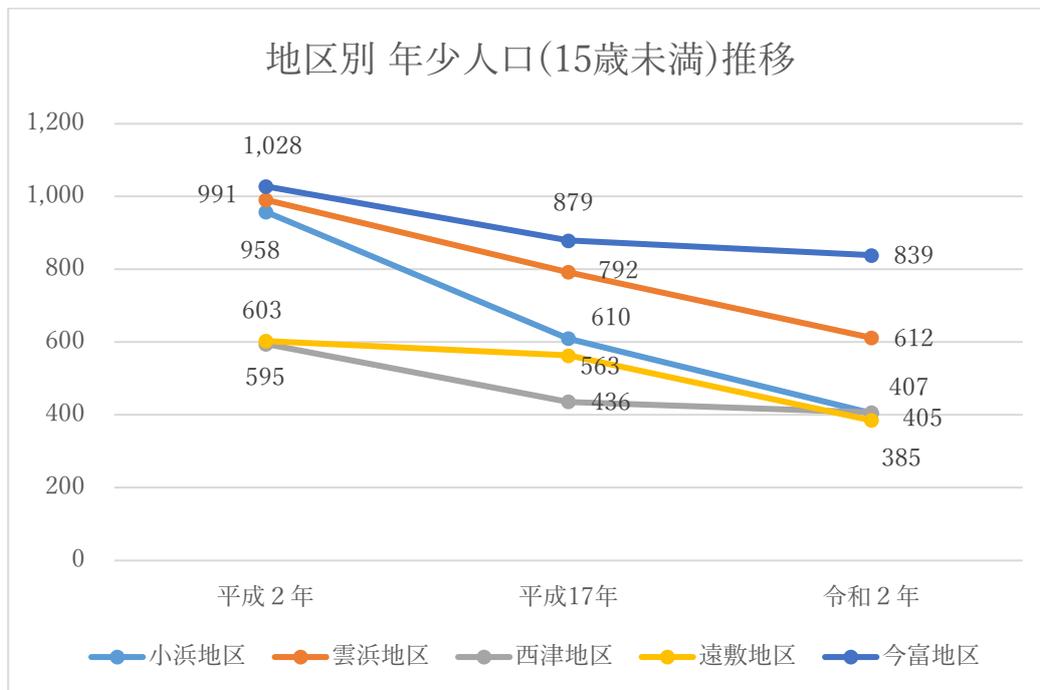
また、小浜市人口ビジョン（2015年（平成27年）時点）によれば、2060年には本市の人口は17,822人となる推計であり、ますますこの状況が顕著に表れることが予想される。

なお、公園が設置されている各地区ごとの年少人口推移においても同様の減少傾向にあり、これらの推移を見ても、子どもたちが利用する場というイメージのある公園のあり方を改めて検証する必要性を感じる。



※小浜市統計書より（令和2年度については、小浜市 地区別・年齢別人口集計表より）

※各年、年齢不詳者については人数に含めていない。



※小浜市 地区別・年齢別人口集計表より

## (2) 公園の概要

### (ア) 市営公園の定義

本市における「市営公園」の定義は『小浜市営公園の設置および管理に関する条例』において規定されており「都市公園」および「その他の公園」に分類されている。

#### ●都市公園・・・22ヶ所

【主法令】都市公園法（第2条第1項に規定する公園）

⇒都市公園法に基づき、地方公共団体または国が設置および管理を行う。

【関係法令】都市計画法

⇒都市計画法第11条第1項第2号に定める「都市施設」としての位置付

【都市公園の種類】

都市公園は、「街区公園」、「近隣公園」、「地区公園」に種別される住区基幹公園、  
「総合公園」、「運動公園」に種別される都市基幹公園、  
「広域公園」、「レクリエーション都市」に種別される大規模公園、  
その他「特殊公園」など

全14種に種別されており、本市の都市公園の現状は全て、昭和56年以降に実施された土地区画整理事業により生み出された「街区公園※」である。

※街区公園とは

主として街区（区画街路等に囲まれた概ね0.5km四方（面積25ha）の居住単位）内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置。

#### ●その他の公園（都市公園以外の公園）・・・6ヶ所

※各公園の概要はP5【市営公園一覧表】およびP6～7【市営公園位置図】のとおりである。

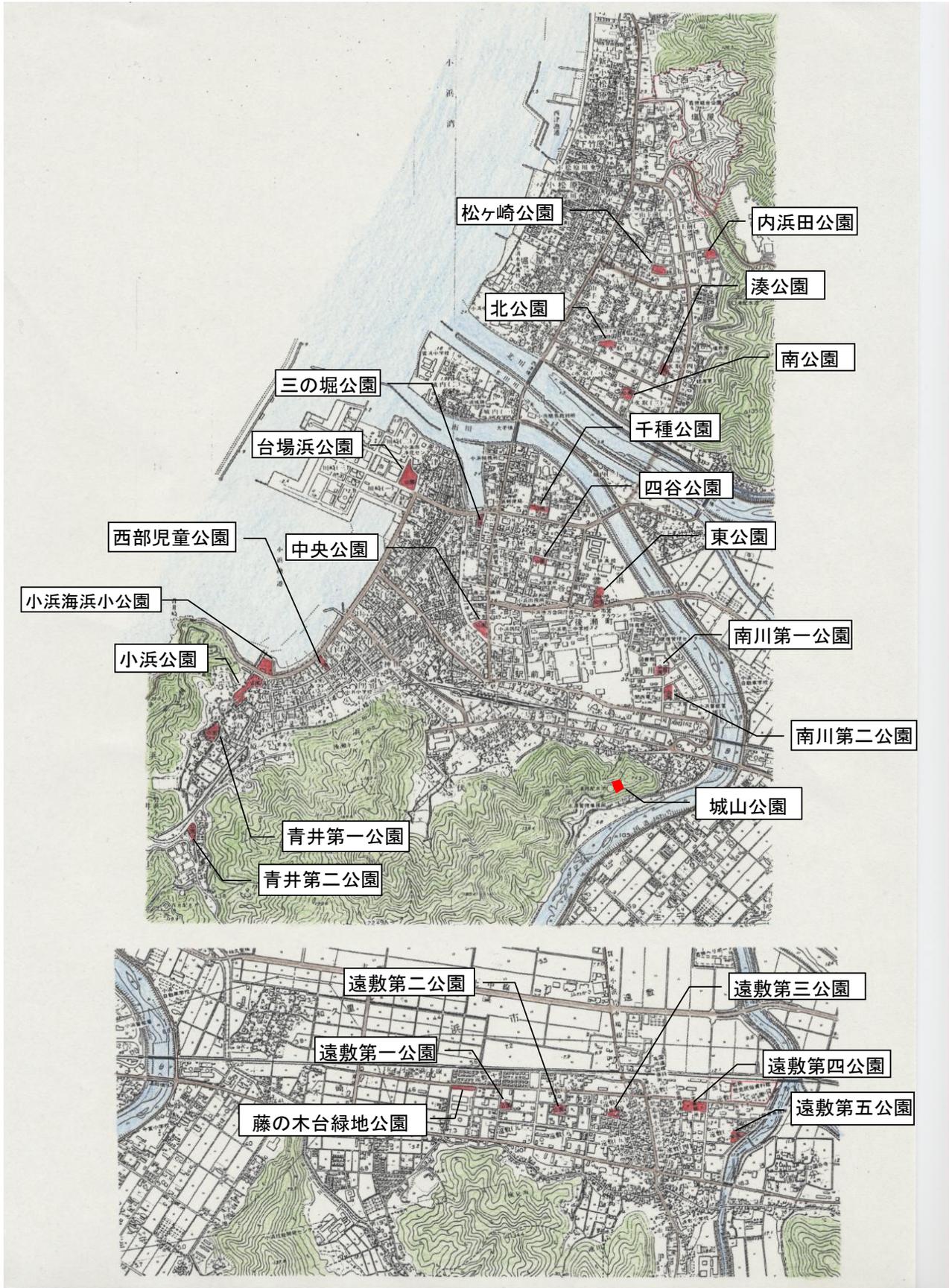
【市営公園一覧表】

令和3年3月

区分	種別	公園名	所在地区		面積	開設（整備）年	管理課	管理
都市公園	街区公園	中央公園	雲浜	大手町	3,100 m <sup>2</sup>	昭和56年	都市整備課	指定管理
		東公園	〃	四谷町	3,200 m <sup>2</sup>	昭和56年		
		四谷公園	〃	四谷町	1,700 m <sup>2</sup>	昭和56年		
		千種公園	〃	千種二丁目	2,800 m <sup>2</sup>	昭和56年		
		南公園	〃	水取三丁目	2,500 m <sup>2</sup>	昭和57年		
		湊公園	〃	水取四丁目	1,800 m <sup>2</sup>	昭和56年		
		北公園	〃	水取二丁目	2,400 m <sup>2</sup>	昭和56年		
		遠敷第一公園	遠敷	遠敷十丁目	1,600 m <sup>2</sup>	昭和56年		
		遠敷第二公園	〃	遠敷八丁目	1,500 m <sup>2</sup>	昭和56年		
		遠敷第三公園	〃	遠敷六丁目	2,300 m <sup>2</sup>	昭和59年		
		遠敷第四公園	〃	遠敷一丁目	4,700 m <sup>2</sup>	平成13年		
		遠敷第五公園	〃	遠敷三丁目	2,100 m <sup>2</sup>	昭和57年		
		小浜公園	小浜	小浜香取	6,200 m <sup>2</sup>	昭和56年		
		青井第一公園	〃	青井	1,600 m <sup>2</sup>	昭和56年		
		西部児童公園	〃	小浜白鳥	1,300 m <sup>2</sup>	昭和57年		
		青井第二公園	〃	青井	800 m <sup>2</sup>	昭和57年		
		三の堀公園	〃	小浜清滝	600 m <sup>2</sup>	昭和57年		
		台場浜公園	—	川崎二丁目	5,100 m <sup>2</sup>	平成元年		
		南川第一公園	雲浜	南川町	2,600 m <sup>2</sup>	平成3年		
		南川第二公園	〃	南川町	1,000 m <sup>2</sup>	平成3年		
		松ヶ崎公園	西津	松ヶ崎二丁目	2,400 m <sup>2</sup>	平成13年		
内浜田公園	〃	松ヶ崎二丁目	2,400 m <sup>2</sup>	平成18年				
その他の公園	—	国分寺史跡公園	遠敷	国分	11,000 m <sup>2</sup>	昭和58年	文化課	地域等への委託
		城山公園	今富	湯岡	2,000 m <sup>2</sup>	昭和60年	上下水道課	
		※口名田ふるさと小公園	口名田	谷田部	8,000 m <sup>2</sup>	昭和63年度	環境衛生課	
		鵜の瀬公園	遠敷	下根来	2,000 m <sup>2</sup>	平成9年	商工観光課	
		小浜海浜小公園	小浜	小浜香取地先	3,600 m <sup>2</sup>	平成10年	都市整備課	指定管理
		藤の木台緑地公園	今富	多田	1,500 m <sup>2</sup>	昭和61年		

※なお、上記のうち口名田ふるさと小公園は、所管外であることから調査対象外とした。

【市営公園 位置図】



※都市整備課提供資料



※都市整備課提供資料

## (イ) 管理体制

本調査対象である市営公園 27 ヶ所については、令和 2 年度において、「都市公園 22 ヶ所、その他の公園 2 ヶ所を指定管理による管理」、「残る 3 ヶ所を、各区や団体への管理委託」を行っている。(令和元年度までは 25 ヶ所を指定管理、2 ヶ所を各区へ管理委託)

なお、主な概要は以下のとおりである。

### ○指定管理

対象公園：P 5【市営公園一覧】を参照。

指定管理期間：平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

指定管理料：19,620,000 円（令和元年度決算、25 ヶ所分）

指定管理者が行う主な業務：以下のとおり

1. 公園施設の維持管理および修繕に関する業務
2. 公園の運営に関する業務
3. その他施設の管理運営に必要な業務

(※小浜市営公園指定管理者に関する仕様書より)

### ○地域等への管理委託

対象公園：P 5【市営公園一覧】を参照。

委託期間：1 年間

委託料：計 504,000 円（令和元年度決算、2 ヶ所分）

受託者が行う主な業務：除草および剪定等

## (3) 都市公園法の改正（平成 29 年都市緑地法等の一部を改正する法律）

これまでの都市公園は経済成長、人口増加等を背景に、緑とオープンスペースの「量の整備」を重視されてきたが、人口減少・高齢化社会の到来、市民の価値観の多様化など社会情勢の変化等を背景に、緑とオープンスペースが持つ多機能性を、都市のため、地域のため、市民のために「最大限引き出す」ことを重視するステージに移行すべきとの考えから、平成 29 年に都市公園法が改正された。

新たなステージにおいて「重視すべき観点」および「改正による新たな制度」は次のとおり（国土交通省都市局公園緑地・景観課「都市公園法改正のポイント」抜粋）。

## ○観点

### 観点1：ストック効果※を高める

- ・今あるものをどう活かすか
- ・都市公園を活性化する、また必要に応じて再編する  
⇒公園管理者も資産運用を考える時代へ

### 観点2：民間との連携を加速する

- ・公共の視点だけでモノをつくらない、発想しない
- ・民間のビジネスチャンスの拡大と都市公園の魅力向上を両立させる工夫  
⇒民がつくる、民に任せる公園があってもいい

### 観点3：都市公園を一層柔軟に使いこなす

- ・画一的な都市公園整備は×
- ・画一的な都市公園管理は×
- ・公園の個性を引き出す工夫で、公園はもっと地域に必要とされる財産になる  
⇒公園のポテンシャルを柔軟な発想で引き出す

### ※都市公園のストック効果

- ①防災性向上効果
  - ②環境維持・改善効果
  - ③健康・レクリエーション空間提供効果
  - ④景観形成効果
  - ⑤文化伝承効果
  - ⑥子育て、教育効果
  - ⑦コミュニティ形成効果
  - ⑧観光振興効果
  - ⑨経済活性化効果
- 「都市公園のストック効果向上に向けた手引き  
(国土交通省都市局 公園緑地・景観課)より」

## ○都市公園法改正による新たな制度

### 都市公園の再生、活性化を推進させるための制度

- ・公募設置管理制度（Park-PFI）の創設
- ・P F I 事業の設置管理許可期間の延伸
- ・保育所等の占用物件への追加（特区の全国措置化）
- ・公園の活性化に関する協議会の設置
- ・都市公園の維持修繕基準の法令化

上記の新たな制度の導入は、地域性等を鑑み各自治体等において導入の有無は検討されるもので、本市においては、比較的小規模な街区公園がそのほとんどを占めており、当制度の積極的な導入の可否および効果の有無は今後検討をしていかなければならないが、今般の法律改正の背景は本市においても同様の状況であり、新たな国の観点を念頭に本調査を進めていくこととした。

## 5. 調査内容

公園の実態を把握するべく、調査においては、主に「管理面（管理状況）」についてを現地調査にて、「利活用面（利活用状況）」についてを関係者への聞き取り調査により実施することとした。

各調査の結果等は次のとおりであった。

## (1) 現地調査

### ○調査ポイント

各公園の現状を把握するべく、11月16日～18日の3日間をかけて、全委員により調査対象である27ヶ所全公園の現地調査を実施した。調査を実施するにあたり、ポイントに設定している「管理面」および「利活用面」において重要であると考えられる以下の確認項目を設定し、施設および設備の有無や状況等をまとめた。

調査ポイント	状況を確認した施設・設備および項目
管理面	除草、樹木（高木・低木）、花壇、遊具、ベンチ、水場、トイレ、街灯、東屋、駐車場、看板、その他
利活用面	ロケーション、日影、バリアフリー、ゴミ置き場、倉庫、防犯、その他

## (2) 聞き取り調査

現地調査により各公園の現状を把握した後、さらに公園に関わる各地域の声を確認するべく、委員9名を3班に編成し、それぞれ関係者等への聞き取り調査を実施した。

調査の概要は以下のとおりである。

日時：令和2年11月19日（木）～12月21日（月）

聞き取り対象者（実績）：公園設置地区各公民館長（5名）

公園設置区 区長（20名）

公園利用者（64名）

班体制：小浜地区担当・・・A班）牧岡副委員長、風呂委員、佐久間委員

遠敷地区担当・・・B班）池尾委員、藤田善委員、垣本委員

雲浜地区、西津地区、今富地区担当・・・C班）熊谷委員長、川代委員、杉本委員

### ○聞き取りポイント

各公園の規模、施設・設備、地域事情等が異なることを踏まえ、各地域の考え等を聞き取る調査（定性調査）を実施することとし、聞き取り項目については、公園の活性化を念頭に、各地域における利活用状況、公園に対するイメージ、理想とする公園像などをポイントに各対象者に聞き取りを実施した。

## (3) 各種調査のとりまとめ および 意見集約

現地調査および聞き取り調査により、さらなる公園の活性化に向けての「管理面」、「利活用面」における現状の問題点を抽出したところであり、これらの現状を踏まえ、まず本市の「目指すべき公園の姿」を設定した後、その姿に向けて必要な問題点への対策、また新たに必要な取組み（政策）等を見いだす、“バックキャストिंग”により、本調査テーマである「今後の公園のあり方」を議論することとした。

なお、各項目ごとに意見を集約し、P12【目指すべき公園の姿に向けた課題解決方法等】をまとめた。

調査を実施した27ヶ所の各公園における具体的な問題点および対策は多少異なるが、取り

まとめた【目指すべき公園の姿に向けた課題解決方法等】の内容は、おおよそ全体の公園において共通する問題点および今後念頭に置くべき重点対策、新たな取組みを表したものである。なお、本調査により抽出した問題点等は、各調査時点において確認されたものである。

※各公園ごとの現地調査および聞き取り調査の詳細は、それぞれ別途「現地調査チェック表」、「聞き取り調査表」として取りまとめており、参考にされたい。

### ○市民協働の取組みについて

目指すべき公園の姿に向けての必要な施策の議論において、共通の意見であったのは、「市民協働」による取組みの推進である。その理由として、まず、今後の持続可能な管理運営においては、予算および人員に限りのある行政のみでなく、市民と行政がそれぞれの能力等を持ち寄り、互いに役割を分担し協力し合うことが必要不可欠であり、さらには、協働での取組みが公園に対する住民の関心、愛着の創出を生み出し、幅広い市民の利活用によるストック効果の向上につながると考えるからである。

本市においては、平成 24 年「小浜市協働のまちづくり基本指針」のもと、これまでもあらゆる分野で協働の取組みが推進されており、今年が 10 周年の節目となる年である。行財政の運営においては、第 6 次小浜市行財政改革大綱等にて協働を推進する方針が示されており、現在、公園の管理等においては、指定管理者制度等が導入（一部は直接地域等への委託）されている。これらも一つの協働の取組みではあるが、市民のための公園として最大限その効果を発揮するためには、指定管理者による管理下においても、地域とのさらなる関わりが欠かせないものと位置づけたところである。

### ○他市の事例を踏まえた考察（本市において考えられる取組みの一例）

財政状況および市民ニーズに対応したバランスのとれた持続可能な公園のあり方に向けた具体的な取組みを検討すべく、市民との連携等による管理運営を実施している福井市、鯖江市の事例を検証した。両市においては、市民と行政が役割分担を行い、既に協働による公園管理を行っている。これらの事例を踏まえ、本市において可能であると考えられる取組みの一例またその運用におけるポイントを、P13【他市事例と本市における市民協働の取組み案一例】のとおり取りまとめた。

【福井市「まち美化パートナー制度」における地域団体等の公園の清掃・美化活動の様子（福井市HPより）】



居村せせらぎ公園（中藤島地区）



緑苑公園（社北地区）

【目指すべき公園の姿に向けた課題解決方法等】



【他市事例と本市における市民協働の取組み案一例】

自治体名	福井市		鯖江市	本市での取組（制度）案（一例）
公園数	約390（都市公園）		約190（都市公園）	28（都市公園・その他の公園） ※今回所管事務調査対象は27公園
管理体制	直営（公園管理人、美化パートナー）		指定管理 + 公園里親	指定管理 + 美化パートナー
市民協働の取組（制度）	公園管理人制度 ※まち美化パートナー制度と兼ねることはできない。	まち美化パートナー制度	公園里親制度	（仮称）公園美化パートナー制度
制度導入公園数	298	61	140	
内容【期間】	管理、活用に関して、地域においてその中心的な役割を果たす個人、又は団体を育成し、その活動を支援する制度  【設置届出日～廃止届出日まで】	市民と行政が協働で進める美化活動「アダプトプログラム（里親制度）」を導入し、市民と市が互いの役割分担を定め、協力し合いながら公共施設（河川・公園）の美化活動を行う制度  【1年間。双方の申し出がない場合は更新。】	市民団体が里親となって一定の管理を行う、市民と行政が協働で進める環境美化制度。 両者が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで公園の美化と活用を進める制度  【合意日から解除日まで】	市民と行政が協働で進める公園美化活動、「里親制度」を導入し、市民と市が互いの役割分担を定め、協力し合いながら公園の美化活動等を行う制度  ※【1年間。双方の申し出がない場合は更新。】
対象者	個人または団体 ※公園周辺の自治会等が選出し、又は同意したもの	5名以上の団体、企業	個人または団体	5名以上の団体、企業 （他補助事業等の活用可能な人数設定が必要） ※公園周辺の自治会等が選出、又は同意したもの
主な活動	・除草、清掃（軽微） ・異常の通報 ・利用者に対する利用上の注意、指導など	・ごみ拾い、除草 ・花の植栽及び管理 ・その他環境美化活動	・公園の清掃、除草作業 ・低木の選定など樹木および花壇の維持管理 ・清掃および空き缶や吸殻等の散乱ゴミの回収 ・市への情報提供（異常を発見した場合の通報）	・ごみ拾い、除草 ・花の植栽（花壇設置）及び管理 ・その他環境美化活動 ・市への情報提供（異常を発見した場合の通報等）
支援	報償金	500㎡未満・・・10,000円/年 (500㎡ごとに 2,000円増額) 4,000㎡以上・・・26,000円/年	3,000円/作業1回 <u>【指定管理者から支給】</u> 草刈もしくは除草剤散布作業4回/年、 低木剪定作業1回/年（年間支払総額15,000円上限）	有償（作業内容等により決定、地域の自発性を促す） <u>【支給方法は要検討】</u>
	現物支給	—	・花苗や肥料等の消耗品支給（20,000円/1公園上限）※スコップ等の用具類は不可 ・ゴミ袋、除草剤 ・看板の設置（里親名など） <u>【市から支給】</u>	・草刈鎌、ゴミ袋、ホウキなどの支給（または貸与） ・標示板（里親・パートナー名）の設置 <u>【市から支給】</u>
備考	別途市内一斉清掃で公園を清掃			

**提案ポイント**

○公民館長および区長からの聞き取りから「地域と公園の関わりは必要」と分かった一方で、管理などを地域で担うのは困難（負担になる）との意見があることから、「管理」ではなく、まずは「美化」という切り口で無理なく気軽に取り組める身近な活動から始められる体制・制度（条件など）を構築。（参加しやすいような公園の修景も併せて検討）

○モデル地区の設定や有償支援により地域の自発性を促す取組み手法を検討。

○ネーミングライツ制度の導入は理想であるが、現時点の募集にはハードルが高いため、里親の看板設置から取り組む。（市の支援：社会貢献のPRにつながる）

○現指定管理制度の下で作業等を行う事業者への影響も踏まえ、まずは日常的な美化作業にかかる運用から取り組む。（今後の制度運用の拡大によって指定管理業務の見直しが必要。（指定管理者と里親の作業重複））

○国・県・市の各事業の活用を検討、行政はHP等で情報を一元化し周知。

## 6. 提 案

現在の社会情勢および市の財政状況を踏まえ、今回の調査において把握した公園を取り巻く問題・課題、また取り組むべき内容はP12【目指すべき公園の姿に向けた課題解決方法】およびP13【他市事例と本市における市民協働の取り組み案一例】で示したとおりであるが、当委員会として、『地域に親しまれ、活かされる持続可能なみんなの公園』にするために、現状において特に必要な施策および留意点等を以下のとおり申し述べる。

なお、各事項において考えられる市民協働の取り組みの一例についても提案するので、今後の公園の管理運営に向けての検討の一助とされたい。

### ○管理面

#### 【公園施設・設備のあり方】

##### 1) 既存施設・設備の管理の徹底

既存施設等のうち、特にベンチ、トイレ、水場は公園の利活用において重要な施設であり、それらの充実の利用者の増加にも寄与するものであることから、適切な管理を徹底すること。

なお、樹木の設置においては、その性質を踏まえ、その後の育成管理を見据えた選定を行うこと。

また、看板等を充実するなど、利活用に当たり有益な情報を利用者等に提供すること。

##### [市民協働の取り組み]

特にベンチは老若男女問わず利用率の高い施設であることから、農林水産課の木育推進事業等を活用するなど、行政のサポートの下、地域における製作および設置（防腐対策は必須）を検討し、木育事業の目的とあわせて公園への愛着の創出、設備の充実等相乗効果を図るとともに、椅子の持ち込み（チェアリング）の推奨などの検討も行うこと。

#### 【維持管理のあり方】

##### 2) 適切な維持管理に向けた計画および管理基準の具体化

各施設等においては、利用者の満足度向上および管理コスト削減に向けて、利用および防犯上適正な維持管理が必要である。特に、雑草、樹木等においては、その性質、樹齢等を調査・研究し、市民ニーズも踏まえた適切な除草や伐採・剪定の実施ならびに基準策定および計画の検討を行うこと。

なお、特に、大規模な管理作業および工事等により公園が利用できない場合などは市民等への適切な情報提供を行うこと。

##### [市民協働の取り組み]

今後の持続的な維持管理および地域のさらなる愛着の創出を目指し、地域と公園をつなぐ制度として、除草やゴミ拾い、花の植栽など日常的で軽微な作業を地域団体等と協力しながら実施する「(仮称)公園美化パートナー制度」の導入等を検討すること。

その他、看板にQRコードを表示するなど、誰でも公園について広く気軽に意見ができるような環境整備を検討すること。

なお、「(仮称)公園美化パートナー制度」の導入等においては、各地域等の事情・負担や現在の指定管理状況、地域等の自発性の促進など次の点を踏まえた取り組みに努めること。

- 公民館長および区長からの聞き取りから「地域と公園の関わりは必要」と認識できた一方で、管理などを地域で担うのは困難（負担になる）との意見があることから、「管理」ではなく、まずは「美化」という切り口で無理なく気軽に身近な活動から始められる体制・制度（条件など）の構築が必要。（参加しやすいような公園の修景も併せて検討）
- モデル地区の設定や有償支援により地域の自発性を促す取組手法の検討。
- ネーミングライツ制度の導入は理想であるが、現時点の募集にはハードルが高いため、里親の看板設置から取り組む。（市の支援：社会貢献のPRにつながる）
- 現指定管理制度の下で作業等を行う事業者への影響、障がい者等の雇用機会の確保にも配慮するとともに、まずは日常的な美化作業にかかる運用から取り組む。（今後の制度運用の拡大によって指定管理業務の見直しが必要。（指定管理者と里親の作業重複））
- 国・県・市の各事業の活用を検討し、市はHP等で情報を一元化し周知。（※制度の一例等はP13「他市事例と本市における市民協働の取組み案一例」を参照）

### 3) 遊具等の点検徹底および安全・安心の確保

各種点検ならびに適切な修繕対応の徹底により利用者の「安全」を確保するとともに、点検済みシールの貼付などによる利用者の「安心」の確保に努めること。

#### [市民協働の取組み]

遊具の利用頻度が高いのは子どもたちであることなどを踏まえ、各施設の異常については幅広い世代からの意見が吸い上げられるような体制づくりを検討すること。

## ○利活用面

### 4) 時代に即した公園への転換

引き続き、利用頻度の高い子どもたちの遊びの環境向上やバリアフリーへの対応を徹底するとともに、今後のさらなる少子・高齢化や共生社会の実現を見据え、高齢者や障がい者（児）等の利活用の促進に向けた検討を行うこと。（人口推移はP3【小浜市年齢別人口推移】参照）

なお、利活用の促進に向けては、車社会に合わせた駐車場、高齢者の利用機会の増加に向けた健康増進器具、障がい者（児）に配慮した遊具等の整備、その他公園敷地の一部舗装化など、利用者等のニーズおよび社会情勢を踏まえた必要な施設等の整備もあわせて検討すること。

また、災害時の避難所としての活用など、公園の利活用方法について市民に周知・提案を行うこと。

### 5) 各公園の役割の明確化および総合的かつ計画的な運営

都市公園ならびにその他の公園の各性質・特色を再認識し、各公園が持つポテンシャルをどう伸ばしていくかなどの今後の方向性について検討を行い、利用者の満足度が向上するよう、市営公園全体で計画的な運営を行うこと。

また、公園マップの作製など各施設情報の周知方法を検討すること。

以上提案する。

なお提案する各事項の実施においては、必要に応じて各地域のニーズの把握および協議等を踏まえること。また、市各課が横断的に連携し、取組効果が高まるよう留意すること。

## 7 おわりに

本年度の調査において、各公園の現状・性質等を再確認することができ、市民にとって当たり前のよう存在していた公園について改めてそのあり方を見直す良い機会となった。

平成 29 年の都市公園法の改正趣旨のとおり、公園においては新たなステージへの転換が必要であり、これまでの「整備」、「維持管理」の推進から、社会状況の変化に対してどうあるべきか、また、厳しい財政状況と市民のニーズに、バランスよくどう対応していくかなどの課題に向き合う必要がある。

調査においては、より良い公園のあり方について議論すべく、まずは、問題・課題と考えられる事項を抽出することにより必要な施策を検討してきたところであるが、一方で、今回の関係者への聞き取りによると、以前に比べ除草等の管理が行き届いているとの前向きな声も聞かれた。

今回の意見集約においては、限られた予算、人員の中で福祉サービスを維持していかなければならない状況の中、今後公園のストック効果を高めるためには、市民協働による取り組みが必要不可欠であるとの結論に至ったところであり、本市においては、各地域のまちづくり協議会の発足や今後の公民館のコミュニティセンター化への動きなど、ますます地域活動の重要性が増す中、今回調査した公園が地域づくりの場の一つとなり得る可能性を感じる。一方で管理等において市民協働を推し進めることは地域の負担と捉えられる懸念もあることから、行政と地域等が公園のあり方についてしっかりと協議をしながら取り組みを進めていくことが重要であり、より良い管理を行うにあたっては、例えば利用頻度の高い子どもたちの意見を地域で吸い上げる体制づくりなど、より利用者の視点において運営管理を進める必要があると考える。

公園の多くは、区画整理事業において、地域住民の所有地を一部提供（公共減歩）いただくことにより整備がなされたもので、今もその恩恵を受けている。これらが無駄にせず、SDGs（持続可能な開発）の理念も取り入れた持続可能な体制づくりをみんなで構築し、次代へ継承していけるよう努めなければならない。

加えて、現指定管理制度の導入による効果や課題、また、人口規模等を踏まえた公園の配置計画などについても、引き続き検証していく必要があると考える。

最後に、今回の本調査にご協力いただき、聞き取り調査等に応じていただいた皆様に心から感謝申し上げます。

市においては、関係者の意見等も踏まえた当調査報告を真摯に受け止めていただき、今後の施策の一助となり、公園がさらに市民のための有効なスペースとして、また、豊かな生活の一部として存在し、『地域に親しまれ、活かされる持続可能なみんなの公園』となることを期待する。



小浜市議会 産業教育常任委員会

委員長 熊谷 久恵      副委員長 牧岡 輝雄

委員 池尾 正彦      委員 風呂 繁昭

委員 藤田 善平      委員 垣本 正直

委員 佐久間 博      委員 川代 雅和

委員 杉本 和範